

試算 A B 折衷（案）

- ・基本料金定率改定。
- ・超過料金定率改定。
- ・令和 5 年度決算を基に下水道使用料収入（税抜）233百万円になるよう設定。

<表1> 令和 5 年度決算

水量区画	件数	有収水量	使用料収入(税込)	使用料収入(税抜)
0～10 m³	21,492 件	124,636 m³	12,869,242 円	11,699,313 円
11～30 m³	44,448 件	851,585 m³	59,126,233 円	53,751,123 円
31～50 m³	9,051 件	337,298 m³	25,676,803 円	23,342,550 円
51～100 m³	2,825 件	194,072 m³	15,031,038 円	13,664,582 円
101～300 m³	3,101 件	538,964 m³	41,751,737 円	37,956,127 円
301～500 m³	415 件	155,379 m³	14,617,747 円	13,288,862 円
501～ m³	213 件	342,114 m³	52,987,076 円	48,170,070 円
合計	81,545 件	2,544,048 m³	222,059,876 円	201,872,627 円

<表2> 下水道使用料増加額は、税込13円/m³（税抜12円/m³）で改定した場合を適用。

水量区画	対象単位 P8参考	使用料収入(税込)	使用料収入(税抜)
0～10 m³	815,450 m³	10,600,850 円	9,637,136 円
11～30 m³	719,205 m³	9,349,665 円	8,499,695 円
31～50 m³	196,848 m³	2,559,024 円	2,326,385 円
51～100 m³	239,272 m³	3,110,536 円	2,827,760 円
101～300 m³	354,464 m³	4,608,032 円	4,189,120 円
301～500 m³	73,479 m³	955,227 円	868,388 円
501～ m³	235,614 m³	3,062,982 円	2,784,529 円
下水道使用料増加額		34,246,316 円	31,133,015 円
設定した下水道使用料収入額		256,306,192 円	233,005,642 円

<表3>

差額が大きすぎる。

定率改定（税込）					
水量区画	現行単価	現行単価×対象単位	配分額	増額単価	改定率
0～10 m³	60.5 円	49,834,725 円	6,765,551 円	8.3 円	13.714%
11～30 m³	80 円	57,536,400 円	7,890,293 円	11.0 円	13.714%
31～50 m³	91 円	17,913,168 円	2,456,535 円	12.5 円	13.714%
51～100 m³	107 円	25,602,104 円	3,510,962 円	14.7 円	13.714%
101～300 m³	135 円	47,852,640 円	6,562,304 円	18.5 円	13.714%
301～500 m³	162 円	11,903,598 円	1,632,408 円	22.2 円	13.714%
501～ m³	168 円	39,583,152 円	5,428,263 円	23.0 円	13.714%
		249,725,787 円	34,246,316 円		

調定データは、一般メーターと親メーターが合算された数値になっている。

調定データの数値を基に試算するのは誤り。

一般メーター：1世帯に1件(個) の水量メーター。

例) 110m³

1世帯。

※水量は水量区画101～300m³に計上。

<料金>

110m³＝10,725円 料金表より。

親メーター：2世帯～複数世帯に1件(個)の水量メーター。

2世帯住宅や共同住宅（アパート）で、この場合がある。

例) 110m³

共同住宅10世帯の場合。

110m³÷10世帯＝1世帯あたり11m³使用。

※水量は水量区画11～30m³に10世帯分計上と
なっており、水量区画101～300m³に計上。

<料金>

11m³＝685円 料金表より。

110m³＝6,850円（685円×10世帯）

上記のような違いがあるため、調定データの数値を使用するのは試算誤りの原因となる。

■一般メーター、親メーター概略図「別紙 1-1」